

近畿建築行政会議 編集

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」刊行

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集

近畿建築行政会議

滋賀県
大津市／草津市／彦根市／近江八幡市
守山市／長浜市／東近江市

京都府
京都市／宇治市

大阪府
大阪市／豊中市／堺市／東大阪市／吹田市
高槻市／守口市／枚方市／八尾市／寝屋川市
茨木市／岸和田市／箕面市／門真市／池田市
和泉市／羽曳野市

兵庫県
神戸市／尼崎市／姫路市／西宮市／伊丹市
明石市／加古川市／宝塚市／川西市／三田市
芦屋市／高砂市

奈良県
奈良市／橿原市／生駒市

和歌山県
和歌山市



見本

03

床面積

吹きさらしの廊下等の床面積

法第92条
令第2条第1項第3号

1

床面積等

内容

「吹きさらしの廊下」及び「ベランダ、バルコニー」(以下、「吹きさらしの廊下等」という。)については、外気有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である場合は、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

床面積に算入しない幅2mまでの部分の算定は図-1のとおり、1、2階は、吹きさらしの廊下等の壁又は手すり等の中心線より2mを超える部分が床面積に算入される。

3、4階は、当該吹きさらしの廊下等の上部の屋根等が、当該吹きさらしの廊下等の壁又は手すり等の中心線より内側にあるため、当該吹きさらしの廊下等の上部の屋根等の先端より2mを超える部分が床面積に算入される。

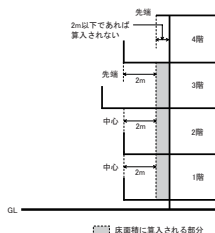


図-1

近畿建築行政会議総則部会では、統一的運用が可能なものはできる限り統一し、特に床面積や建築面積の算定方法等の基本的事項は統一すべきとの認識から、近畿2府4県内の各特定行政庁の内規等をもとに、統一化が可能なものを抽出し、たび重なる意見照会や検討を経て、このたび、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」(初版)を出版することになりました。

本書に記載されている内容は、原則、近畿2府4県内の特定行政庁及び近畿2府4県内で営業を行う指定確認検査機関が共通に取り扱うものです。

概要

- 発行年月日：平成26年5月1日
- 判型・頁数：A4版・101ページ
- 定価：1,800円+税
- 編集：近畿建築行政会議
- 発行：一般財団法人 建築行政情報センター

【近畿2府4県内の48特定行政庁】

| | |
|------|--|
| 滋賀県 | 大津市／草津市／彦根市／近江八幡市／守山市／長浜市／東近江市 |
| 京都府 | 京都市／宇治市 |
| 大阪府 | 大阪市／豊中市／堺市／東大阪市／吹田市／高槻市／守口市／枚方市／八尾市／寝屋川市／茨木市／岸和田市／箕面市／門真市／池田市／和泉市／羽曳野市 |
| 兵庫県 | 神戸市／尼崎市／姫路市／西宮市／伊丹市／明石市／加古川市／宝塚市／川西市／三田市／芦屋市／高砂市 |
| 奈良県 | 奈良市／橿原市／生駒市 |
| 和歌山県 | 和歌山市 |

購入方法

ホームページでの販売となります。窓口販売はしておりません。下記サイトにアクセスし、ご購入ください。

一般財団法人 建築行政情報センター ホームページ
<http://www.icba.or.jp/>

トップページの右端にある【出版物】バナー、または、画面上部の【出版物】タグをクリックしてください。

目次

| | |
|--------|--|
| 1 床面積等 | 01 住宅用エアコン等の室外機を設置した開放廊下、バルコニーの床面積 |
| | 02 飾り柱等がある場合のバルコニーの床面積 |
| | 03 吹きさらしの廊下等の床面積 |
| | 04 共同住宅の共用廊下の容積率不算入 |
| | 05 エレベーターの乗降口ビームに防雨スクリーン等を設けた場合の床面積 |
| | 06 バルコニー下等に設ける機械式駐車場の床面積 |
| | 07 車庫等の床面積 |
| | 08 ポーチ部分の面積が通常出入りに必要な大きさをを超える場合 |
| 2 建築面積 | 09 建築面積の基本的算定方法 |
| | 10 開放廊下・バルコニー等の建築面積 |
| | 11 屋外階段の建築面積 |
| | 12 出窓の建築面積 |
| | 13 高い開放性を有する建築物の建築面積 |
| 3 採光 | 14 バルコニーに面する居室 |
| | 15 開口部の上部がセットバック・オーバーハングしている場合 |
| | 16 敷地内に2棟ある場合及びドライエリアからの採光 |
| | 17 天窓の採光 |
| | 18 半透明のひさし等 |
| | 19 開口部の中心の取り方 |
| | 20 出窓 |
| | 21 2室の共通採光 |
| | 22 縁側等に面する場合の採光補正係数 |
| | 23 屋外階段に面した居室の採光 |
| | 24 ドア、シャッター等の採光 |
| 4 軒の高さ | 25 軒の高さの算定(形状・構造別) |
| 5 その他 | 26 小規模な鋼製の置型倉庫(物置) |
| | 27 住宅等における納戸等 |
| | 28 法第6条第1項の建築物の解釈 |
| | 29 延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部 |
| | 30 里道・水路等の空地による緩和 |
| | 31 可分不可分 |
| | 32 プラットホーム上に設ける旅客のための待合室 |
| | 33 プラットホーム上に設ける小規模な売店 |
| | 34 平成24年9月20日施行の「容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化」の取扱いに関するQ&A |
| 参考資料 | 関連する技術的助言等 |